

本道における医療的ケアについて

北海道立特別支援教育センター

1 学校における医療的ケアの動向について

近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになる等、医療的ケア児の教育にあたっては、児童生徒の安心・安全な環境の確保を保障することが重要です。

このような状況を踏まえ、文部科学省は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」により、喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について都道府県教育委員会等に示し、実施体制の整備を求めています。

令和3年6月には、文部科学省から、小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を示した「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」が公表され、市町村教育委員会及び各学校は努力義務から責務になりました。

市町村教育委員会及び各学校には、関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、実施することが求められています。

2 本道における医療的ケアの状況について

本道の医療的ケアの対象児童生徒数について、小・中学校、高等学校を含む通学生は増加傾向にあります（図1）。また、特別支援学校においては、令和4年度以降、通学している医療的ケアの対象児童生徒数が訪問教育学級に在籍している児童生徒数を上回る程、増加しています。

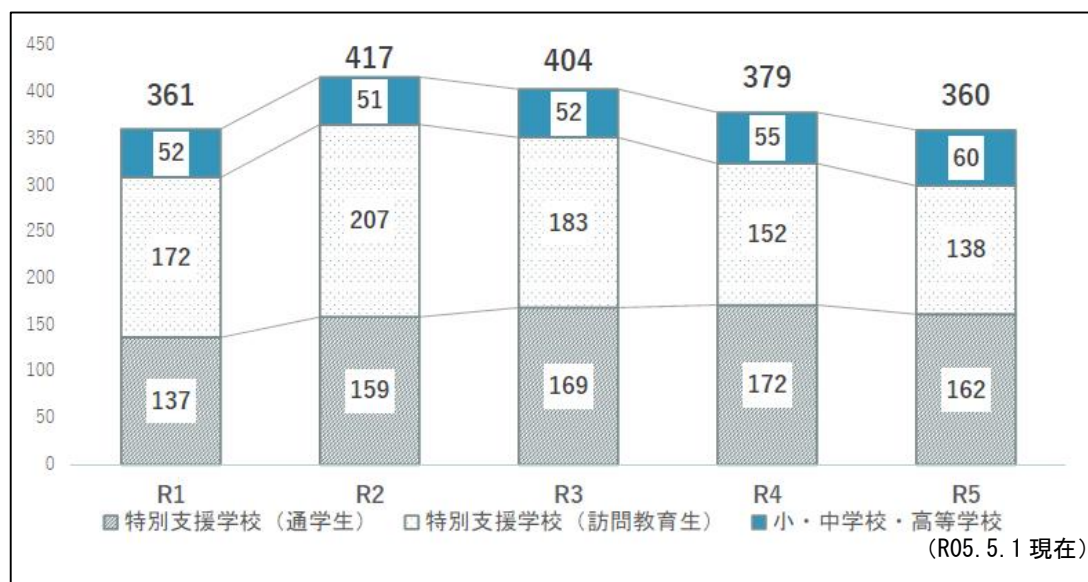


図1 本道における医療的ケア児の人数の推移（札幌市を除く）

令和5年度の道立特別支援学校（通学生）と道内の小・中学校、高等学校（札幌市立を除く）における医療的ケアの実施行為については、喀痰吸引や経管栄養を必要とする医療的ケア児が、道立特別支援学校における行為別児童生徒数の延べ人数の約7割を占めています。（図2）

一方で、小・中学校等では、比較的自分で行うことができる導尿や血糖値測定・インスリン注射などが32%占めていることが分かります。また、その他の中には、人工呼吸器を使用している児童生徒も含まれているなど、多様化が進んでいます。今後は特別支援学校のみならず、小・中学校、高等学校においても医療的ケアに関する知識や理解が必要になってきます。

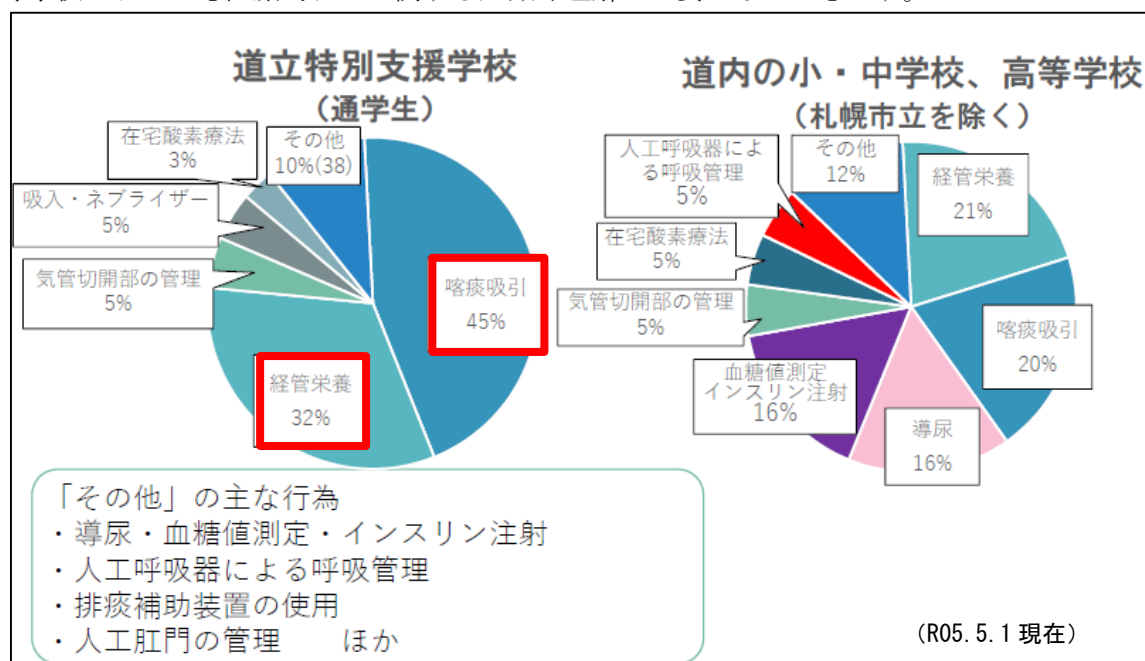


図2 道内の学校における行為別児童生徒の割合

3 学校教育における医療的ケアの適切な実施に向けて

前述したように、本道においては、児童生徒一人一人の状態に応じて必要となる実施行為が多様化していることから、学校教育の現場では、医療的ケアを安全に実施できる体制の確保が重要になります。

医療的ケア児が学校現場で安全な環境で学ぶためには、「教員と医療的ケア看護職員の連携」が不可欠です。例えば、医療的ケアの実施者として登録されていない教員であっても、看護師等の管理の下、医療機器や器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりするなど、医療的ケア以外の支援でできることはたくさんあります。そうすることで、教員と医療的ケア看護職員が互いの役割を整理し、それぞれの役割において責任を果たしたり、児童生徒にとってより良い支援の在り方を話し合ったりすることが大切です。

4 今後に向けて

学校現場において児童生徒が医療的ケアを受けることで、より快適な状態や環境で学習に参加できるようになることや、自身の健康状態や支援の必要性を伝えられるようになるなど、教育的な効果も期待されます。

道教委では、医療的ケア児が道立特別支援学校において、安全な環境の下、充実した学校生活を送ることのできる体制を整備するためのポイントなどを示し、医療的ケアを円滑に進めていくための参考資料として、「医療的ケア実施のためのハンドブック（令和5年12月改訂版）」を作成しています。特センWebページに公開しておりますので、是非、ご活用ください。